様式第１号（第６条第１項関係）

番　　　　　号

年　　月　　日

総務大臣　　　殿（注１）

法人の住所、名称及び

その代表者の氏名　　　　　　　　　　印

若しくは都道府県知事又は市町村長（注２）

平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金交付申請書

　（国庫債務負担行為に係る）（災害救助法適用地域に係る）平成　　年度無線システム普及支援事業費等補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第５条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

（注１）辺地共聴施設整備事業の場合は、管轄する総合通信局長又は沖縄総合通信事務所長を記載すること。

（注２）特定地上基幹放送事業者又は基幹放送局提供事業者の連携主体にあっては、

「連携主体（○○テレビ、○○テレビ・・・及び○○テレビ）代表

代表者　　　　　　　　印　　　」

地方公共団体の連携主体にあっては、

　　　　　　「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　市町村長　　　　　　　印　　　」

法人の連携主体にあっては、

　　　　　 「連携主体（○○株式会社、株式会社○○・・・及び○○）代表

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　　　　　　印　　　」

　　　　　と記載すること。

　　　　　　　　　　　　　　 記

１　補助事業の目的

２　交付を受けようとする補助金の額（注３、注４）　　金 　　　，　　　千円

　　（注３）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること｡

　　　　　補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

（注４）周波数有効利用促進事業においては、消防・救急デジタル無線に係る額と市町村デジタル

防災行政無線（移動系）に係る額に分けて、それぞれ併記すること。

３　補助事業の概要

　　□　別紙１　第１（電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業（施設・設備費等）の場合）

□　別紙１　第２（携帯電話等エリア整備事業（賃借費）の場合）

□　別紙１　第３（デジタルテレビ中継局整備事業の場合）

□　別紙１　第４（辺地共聴施設整備事業の場合）

□　別紙１　第５（暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換設備整備事業）の場合）

□　別紙１　第６（暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業（デジアナ変換混信障害調査事業）の場合）

□　別紙１　第７（暫定的難視聴対策事業の場合）

□　別紙１　第８（デジタル受信相談・対策事業の場合）

□　別紙１　第９（地上デジタルテレビ放送コールセンター事業の場合）

□　別紙１　第１０（受信機器購入等対策事業費補助事業の場合）

□　別紙１　第１１（暫定的放送設備運用事業）

□　別紙１　第１２（周波数有効利用促進事業）

□　別紙１　第１３（民放ラジオ難聴解消支援事業の場合）

　４　年割額

　５　有利子資金の借入先別借入金額及び利子率　　（注５）

　（注５）「年割額」並びに「有利子資金の借入先別借入金額及び金利」は、国庫債務負担行為に係る場合に記載し、以下順次番号を繰り下げること。

４　添付資料

(1)　対策事業に要する経費の見積書

(2)　工事概要書（携帯電話等エリア整備事業（賃借費）、暫定的共聴施設ケーブルテレビ移行支援整備事業、暫定的難視聴対策事業、デジタル受信相談・対策事業、地上デジタルテレビ放送コールセンター事業及び受信機器購入等対策事業費補助事業を除く。）

　　　別紙２

(3) □　無線通信を行う電気通信事業者が、対策事業によって整備される施設を利用することについての確約書（電波遮へい対策事業及び携帯電話等エリア整備事業の場合）

□　サービスエリアが該当する補足事項３（３）の各号に掲げる地域名並びにサービスエリア内の世帯数及び人口を証する書面（携帯電話等エリア整備事業（賃借費）の場合）

□　都道府県及び市町村の当該対策事業に関する規程又は要綱（既に提出されたものと同一の場合は、その旨を記載し、添付を省略することができる。）

□　対策事業を市町村又は法人の連携主体が行う者については、

　①　当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体を構成する全団体を列記したもの

　②　本様式に従って交付申請書を提出する市町村又は法人が、当該対策事業を行う市町村又は法人の連携主体の代表団体であることが確認できるもの（注６）

　　　（注６）連携主体を構成するすべての市町村又は法人が、交付申請書提出団体を連携主体の代表団体として認めることを証する書面。

(4)　災害救助法が適用された市町村が発行する罹災証明書又は被災証明書その他災害により被害を受けたことが証明できる写真等（平成２３年３月１１日以降に災害救助法が適用された地域において、災害により被害を受けた施設・設備に対する事業の場合（携帯電話等エリア整備事業、デジタルテレビ中継局整備事業又は辺地共聴施設整備事業に限る。））